

本日の記者会見で訴えたいこと

(2009年09月10日 長崎県庁記者室にて)

【 2009年9月8日に決定された長崎県議会百条委員会の偽証罪による刑事告発および検討中とされる詐欺罪による刑事告訴の勧告は事実無根である。 】

一般的には、一人の人間を犯罪者扱いすることになる刑事告訴は、告訴する者にも相応のリスクを負わされる行為である。他人を告訴して、それが虚偽であることが明らかとなれば、告訴した者が犯罪(虚偽告訴罪)を犯したと断じられるリスクがある。しかし、百条委員会はそのリスク(責任)を負うことなく第三者を気軽に告訴することができる制度である(委員個人に虚偽告訴罪を適用できない)。そのため、政治争いのための道具として百条委員会による告訴・告発が無責任になされている事例が全国自治体に散見される。今現実長崎で起こっていることも、正に根拠の無い虚偽の告訴・告発が百条委員会によって無責任に為されようとしている一例に他ならない。

【 違法な運営を改めるように要請されても改善する姿勢を示さず、法的根拠も示せないままに民主的手続きをとったかのように装って一市民を冤罪に陥れる決議を為し、そのことが報道されることで一市民が多大な被害を被ることを一顧だにしない、長崎県議会百条委員会の実態を県民に伝え、その責任の所在を明らかにしたい。 】

いずれ告訴・告発の虚偽が明らかになる時、これに積極的に関わった者がどのような責任を取るのかを明確にしない限り、「自身は責任を追わない制度であるから、一市民が多大な被害を被る事が明白である告訴・告発行為であっても、自分たちの思うがままに何でもやっていいのだ」との尊大な考えが百条委員会委員らを支配していると理解せざるを得ない。先の議会運営委員会で取り上げられた資料にあったごとく、「彼らの狙いは政治的なものですから、裁判などで無罪になるかならないかは二の次です。もし百条委員会が設置されて様々に報道されることになり、議会として先生を告発してしまえば、実質的に先生は悪人となって長崎にも居られなくなりますし、知事に汚点を付けることにも成功します。いわゆる、政治的な目的は達成されるのです。その後、無罪が証明されようがされまいが後の祭りです。」との話は、正に今の百条委員会の実態を指したものであった。

百条委員会は告発等の決議に至る各人の発言を明らかにし、各人(委員個人)がどのように今回の告訴・告発に関与してきたのか、その責任の所在を明確にするため可及的速やかに全議事録を県民に開示しなければならない。責任の所在を明らかにすべきだと問われる度に委員の口をついて出る、「全員一致で、全会一致で決めたことだから」との発言はどんな悪いことも「みんなで渡れば怖くない」式発想である。

虚偽の告訴・告発に関与している百条委員会委員および委員に助言を与えているとされる弁護士は堂々と名を明かし、自らの責任の所在を明確にすべきである。

【 報道された詐欺罪は事実無根である 】

百条委員会の言う詐欺罪の内容といわれるもの(以下、某新聞社の報道記事より)：

「2006年1月、財団に2300万円の投資を申請した際、金融機関から融資を受けて長崎市松山町のビルを購入し本社を設ける計画を伝えていなかったとされる点について、県企業振興・立地推進本部や財団の関係者に聞いた。(中略)「……融資を受けるベンチャー企業への投資は反対だった」(中略)IMが06年2月に書いた報告書を参考に投資を決定したが、(中略)「仮に松山町のビルを購入する計画を聞かされていたら、高い確率で投資への反対意見を財団に報告していただろう」(中略)「……不作為の詐欺に当たるのではないか」などの意見が出た。

報道された詐欺罪の内容は虚偽である(以下、取締役議事録などの記録より)：

- 2005年12月6日 取締役会： 今回の増資が終了する1月中には候補地(大村市を含む)の内から立地場所を決定して準備にかかることを決めた。
- 2006年1月当時 大村市新設案も含めて既存ビル賃貸改装案、ビル購入改装案など実現可能な案を種々模索していた。
- 1月上・中旬ころ？ 今回の増資に財団も加わるようにIMに申請。
- 1月27日 株主総会： 財団も含めて新株発行と引受先を決定した。(この1月時点では融資を受けて松山町ビルを購入するという具体的話は存在していない。)
- 2月1日 I氏より頻りに送られてきた多くのビル情報の中の一つとして松山ビルの情報がメールで寄せられたが、同ビルの売却は2月中まで不明である旨の連絡内容であった。
- 2月中 実現可能な具体的プランを見出すため種々の案を平行して検討した。
- 2月27日 いくつかの改修プランを検討しては断念を繰り返す中、松山ビルの改装プランをK取締役とH取締役に検討を依頼。
- 3月2日 松山町ビルの改装について■■■■・■■■■取締役の意見をメールで受け取り、その図面を元に電話で意見交換を重ねた。
- 3月上旬ころ 最終的に松山町ビルは改装によって研究所として使えるビルと判断された。
- 3月8日 取締役会： 大村市設置案、ビル購入改装案などが平行して話し合われ、ビル購入改装案は借入れを必要とするのでこの可能性を調査することになった。
- 3月23日 熱心な長崎市の本社誘致が続いており、長崎市長から誘致文書が送られてきた。
- 3月25日 取締役会： 融資許可を前提に松山ビル購入改装案を進めることを決議。
- 3月30日 取締役会： 融資許可の連絡を受けて松山ビル購入改装案を実施することを確認。

【 なぜ百条委員会は、毎回覆される根拠の無い疑惑を、繰り返し発信し続けるのか？ 】

百条委員会の証人尋問において上記の事実関係は会社議事録の記載等にしながら説明してきた。なぜ、この時期にいずれ書面等の証明で明らかになる虚偽の詐欺罪を決議するのか？ とにかく何でもいから告訴したいとの意志表示か？

詐欺罪の構成要件に該当する違法・有責な行為(指摘のような不作為犯の場合には成立要件が作為犯と異なる)があったことを証拠能力のある証拠によって合理的疑いを入れない程度の立証が可能であると判断した根拠を百条委員会は何ら示していない。にもかかわらず、一市民を犯罪者呼ばわりして実際の被害を与えることを自分たちには許されていると考えているのか？ それは傲慢、特権意識のなせる業なのだろうか？ また、弁護士に相談した上で判断していると喧伝されるが、本当に弁護士が告訴・告発を是とするアドバイスをしているのか極めて疑わしい(虚偽告訴に荷担すると弁護士には相応のリスクが生じる)。

【 報道された偽証罪は不当である 】 （前回配付資料の要約）

- ① 久木野氏は県議会百条委員会において会社に残されていた資料などを確認しながら自己の記憶にしたがってできるだけ丁寧に答弁をしてきた。法的根拠のない偽証罪の告発は明らかに人権侵害である。
- ② 百条委員会には、何が偽証罪となるのか（偽証罪につき、判例・実務の立場と異なる客観説を採っているのであれば論外である）、法的根拠を示して説明する責任がある。偽証罪が成立するという法的根拠を示せないまま、一市民を犯罪者として告発することは恣意的に冤罪を捏造しようとする犯罪行為である。
- ③ 久木野氏は6月22日付けで議会事務局に対して「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会の議事録の全て」の情報公開請求を行っていたが、百条委員会が偽証罪の告発を決議しようとする今になっても議事録をいまだ公開しない。そのため久木野氏は百条委員会による一方的な偽証罪報道に生活面その他において多大な被害を受けながら具体的な事項について弁明する機会さえ与えられていない。県議会がこのような百条委員会の暴走行為を看過することは法治国家である我が国の地方議会としては許されないことである。
- ④ 県議会百条委員会の設置が決められた平成20年11月定例会の議事録によれば、百条委員会の設置を強く提案する一部議員の発言には多くの事実と異なる説明が含まれており、とくに上海における政務調査の報告は虚偽である。議会がこれら一部議員による事実と異なる説明を信じて、特にその時点で法律の想定する委員会の設置目的（自治体に関する疑惑や不正事件が発生した場合に地方自治法100条に基づき地方議会が設置する）が存在しないにも関わらず、政治的思惑から今回の百条委員会が設置されたことが疑われる。
実際の百条委員会では違法な証人喚問が続けられ、調査の焦点も紆余曲折を重ねる中、当初の便宜的ともいえる設置目的とも異なる調査（一民間ベンチャー企業の社内事務手続きにどこか手違いがないかを究明する調査）に大半の時間が割かれるようになり、徒に調査経費のみ膨らんできた。
百条委員会の運営に要した経費はすでに1000万円を下らず、その主要な支出は百条委員会委員への議員報酬である。また、このことに有権者の批判が集まることを回避するためには誰かを生け贄にしなければ百条委員会を終えられない状況になっている、との風聞が広がっている。百条委員会が明確な法的根拠を示さずに一市民を刑事告発することがあるならば、以上の風聞が真実であることを強く疑わせる行為に他ならない。
改めて、設置当初より違法な証人喚問を続けてまで百条委員会委員が調査しようとしてきたのは何であったのか。最近では新聞などでも「バイオラボの経営破綻問題を検証している県議会の調査特別委員会」と、堂々と当初の便宜的（合法性を装うための目的）目的すら無視した報道がなされるまでに変節してきた。
多くの議員報酬を含む1000万円以上の調査費は県民に説明できる妥当な公金支出であったのかどうか、について県議会による検証を求める。

附 注釈事項:

【 偽証罪とは 】 (刑法 169 条)における「虚偽」の意義(弘文堂「条解 刑法」(第 2 版) p 442~444)
主観説:虚偽の陳述とは、その内容が客観的眞実に合致するかどうかにかかわらず、証人の記憶に反する陳述をすることであると解し、自己の記憶に従って陳述すれば、それが客観的眞実に合致していても偽証に当たる(大判明 35. 9. 22、大判明 44. 10. 31、大判大 3. 4. 29、大判昭 7. 3. 10、東京高判 34. 6. 29)

客観説:証人の陳述内容が客観的眞実に反することが偽証の要件となるため、証人がその記憶に反した陳述をしても、それが客観的眞実に合致していれば偽証にならない

【 偽証罪が成り立つのは 】

偽証罪が成立するためには、「自己の記憶に反した陳述」(故意)であることが立証されることが必要であり、「陳述内容が客観的眞実に合致していない」(過失)ことでは偽証罪は成立しない。証人は、記憶違いがあったとしても、自分の記憶どおりに証言すれば偽証罪にはならない。偽証罪に問われるのは、自分の記憶と異なるとわかっていながら、証言で嘘をついた場合である。証人尋問では、自分の記憶どおりに証言すればよく、客観的な眞実を証言する義務はない。過去のことについて、客観的な眞実を証言することは、人間には不可能であり、客観的な眞実と異なることを証言したら偽証罪に問われるとしたら、証人はみんな偽証罪に問われてしまうことになる。

【 百条委員会とは 】 (ウィキペディア Wikipedia など事典より引用)

地方自治法第 100 条第 1 項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」(一部抜粋)との条項がある。この地方自治法 100 条に基づき地方議会が自治体に関する疑惑や不正事件が発生した場合にこれを調査するために設置する調査委員会。

【 百条委員会の調査の対象 】

当該普通地方公共団体の事務が調査の対象となるが以下の事務が調査の対象から除かれる。自治事務については、労働委員会・収用委員会の権限に属する事務(その組織に関する事務及び庶務を除く)。法定受託事務については、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務(当該国の安全を害するおそれがある部分に限る)、個人の秘密を害することとなる事項に関する事務(当該個人の秘密を害することとなる部分に限る)。

【 長崎県議会が設置した百条委員会とは 】 (県議会議事録より)

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 大学等発ベンチャー創出事業における長崎県及び長崎県産業振興財団からのバイオラボ社への 6,000 万円の出資金及び 4,000 万円の補助金の交付に関する事業執行内容。
- (2) その他バイオラボ社の経営破綻に陥るに至るまでの長崎県行政関係当局及び長崎県産業振興財団の関与について。

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 110 条及び長崎県議会委員会条例第 3 条の規定により、「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 調査の権限

本議会に、1 に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、500 万円以内とする。